

# 松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金

に関するお知らせ（令和5年7月3日版）

デジタル化及び省エネ化等に資する設備等を導入する中小企業者に対し、その費用の一部に補助金を交付します。

## 対象者

次の全ての要件に該当する者

- ア 中小企業者であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に主たる事業所を有する個人事業者であること
- イ 申請の時点において、創業から12カ月を経過していること
- ウ 事業を営むに当たって、関係法令、条例等を遵守していること
- エ 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- オ 市税の滞納がないこと
- カ 過去に本補助金の交付を受けていないこと

## 補助対象経費

裏面 補助対象経費一覧表のとおり

## 交付額

対象経費の3分の2 上限30万円

## 申請期間

令和5年7月18日(火)から8月25日(金)まで ※当日消印有効

## 実績報告

令和5年12月末までに設備を導入すること

## 申請書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ **事前相談確認書（裏面 デジタル技術の導入(1)~(3)の場合）**
- ・ 契約書又は見積書、カタログ等の写し
- ・ 全部事項証明書（法人の場合）
- ・ 主たる事業所が市内にある事を証明する書類（個人事業主の場合）
- ・ 直近の賃借対照表及び損益計算書（法人の場合）
- ・ 直近の確定申告書類控えの写し（個人事業主の場合）
- ・ 市税に滞納がないことを証する書類
- ・ 宣誓・同意書（様式第2号）
- ・ その他 市長が必要と認める書類

## 申請方法

電子申請、郵送または商工課窓口へ

<電子申請> 松本市ホームページをご確認ください

<郵送>

〒390-8620 松本市丸の内3-7 松本市役所 商工課 宛

<窓口> 松本市役所本庁舎5階

## 申請書類

市のホームページでダウンロードできるほか、松本市役所本庁舎5階商工課の窓口にて配布

## 問い合わせ先

◎松本市役所商工課（平日午前9時から午後5時まで）

TEL：0263-34-3270（デジベース松本への相談はこちらにご連絡ください）

FAX：0263-34-3008

Mail：shoukou@city.matsumoto.lg.jp

## 補助対象経費の一覧

事業区分	補助対象経費	設備等の品目	備考	
1 デジタル技術の導入	(1) 情報端末及び周辺機器の購入費（ <u>デジベース松本又は一般財団法人松本ものづくり産業支援センター発行の事前相談確認書が必要です</u> ）	パソコン、タブレット		
		プリンター、スキャナー		
		Wi-Fiルーター		
		ディスプレイ、タッチペン、マウス等の備品	・情報端末と同時に導入する場合に限る。	
	(2) システム及びソフトウェアの購入費、利用料、設計費並びに構築費（ <u>デジベース松本又は一般財団法人松本ものづくり産業支援センター発行の事前相談確認書が必要です</u> ）	生産管理等の社内システム		・更新に係る経費及び更新後の利用料は除く。
		ソフトウェア		・クラウド版ソフトウェアは、契約期間1年以上のものに限る。 ・ソフトウェア利用料は年額払いのものに限る。
(3) 自動化関連設備等の購入費（ <u>一般財団法人松本ものづくり産業支援センター発行の事前相談確認書が必要です</u> ）	業務の省人化、省力化及び効率化を図る設備等		一般財団法人松本ものづくり産業支援センター TEL：40-1000	
(4) キャッシュレス決済関連設備等の購入費	キャッシュレス決済端末機等			
(5) その他の設備等の購入費	デジタル化の取組みに必要な設備等のうち、市長が必要と認めるもの			
2 省エネルギー化を図る設備等の更新	(1) 空調設備の購入費及び設置費	エアコン	・設置工事を伴うものに限る。 ・室温調節機能を持つものに限る。 ・グリーン購入法適合品に限る。	
	(2) LED照明設備の購入費及び設置費	LED照明及び人感センサー	・電気工事を伴うものに限る。 ・一般社団法人日本照明工業会会員メーカーの機器に限る。 ・照明の光源部のみを更新するもの又は人感センサーのみを導入するものを除く。	
	(3) 給湯設備の購入費及び設置費	ボイラー及び給湯器	・設置工事を伴うものに限る。 ・コージェネレーションシステムを除く。	
	(4) 冷凍冷蔵設備の購入費及び設置費	冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵ショーケース及び製氷機	・冷蔵庫、冷凍庫及び冷蔵ショーケースは、グリーン購入法適合品又は省エネ基準値達成品に限る。	
	(5) 産業用モータの購入費及び設置費	モータ本体、コンプレッサー送風機及びポンプ	・モータ本体は、省エネ基準値達成品に限る。	
	(6) 電気自動車の購入費		・グリーン購入法適合品に限る。	
	(7) 複合機の購入費		・グリーン購入法適合品に限る。	
	(8) その他の設備等の購入費及び設置費	省エネルギー化の取組みに必要な設備等のうち、市長が必要と認めるもの		